

消青総第 号  
令和6年 月 日

自治会・町内会長 各位

青葉消防署長

令和6年度青葉区家庭防災員研修受講者の推薦及び応募について（依頼）

青葉の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から地域の消防行政を始め、家庭防災員活動等に御理解と御協力をいただき深く感謝いたします。

さて、令和6年度におきましても、多くの区民の方々に災害に備え、防火防災に関する必要な知識と技術を習得していただくため、家庭防災員研修を実施します。

つきましては、推薦期日及び推薦方法等を御確認のうえ、推薦可能な場合は受講者の御推薦をお願いいたします。

1 推薦期日

令和6年5月21日（火）から7月31日（水）まで

2 推薦方法

- (1) 令和6年度青葉区家庭防災員研修への申し込みについては、「横浜市電子申請システム」の利用をお願いします。
- (2) 申し込みにあたり、各自治会、町内会長は、推薦される受講者へ、資料1「青葉区家庭防災員研修」をお渡しください。
- (3) 推薦された受講者は、各自治会・町内会長から受け取った、資料1「青葉区家庭防災員研修」に掲載されている二次元コードを御自身のスマートフォン等で読み込み、「横浜市電子申請システム」により申し込みをお願いします。
- (4) 別紙1「推薦者専用申込方法」には、詳細な申込方法を記載していますので、御活用ください。
- (5) 「横浜市電子申請システム」を利用できない場合は、自治会・町内会長から、担当者まで御連絡をお願いします。担当者から自治会・町内会長へ、「推薦者専用申込書」を送付しますので、必要事項を御記入のうえ、推薦期日までに御返信をお願いいたします。  
※家庭防災員研修の受講要件は、満15歳以上の青葉区在住の方となります。

裏面あり

### 3 研修日程

別紙2「令和6年度 青葉区家庭防災員研修日程表」のとおりです。

### 4 その他

- (1) 推薦期日を過ぎると、家庭防災員研修を受講できない場合がありますので、御了承ください。
- (2) 令和6年度は、個人からの応募も受け付けますので、資料1「青葉区家庭防災員研修」ちらしを自治会・町内会所有の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。
- (3) 家庭防災員研修受講者の推薦等について御不明な点がありましたら、担当者まで御連絡ください。

### 5 添付資料

- (1) 資料「青葉区家庭防災員研修」
- (2) 別紙「推薦者専用申込方法」

#### 【担当】

青葉消防署 総務・予防課 予防係  
山本、川口、知久  
TEL・FAX 045-974-0119  
(内線) 22、30、66

# 青葉区家庭防災員研修

「家庭防災員研修」では

自分や家族、大切な人などを災害から守るために、必要な知識や技術が学べます。

## 研修内容

※内容は変更となる場合があります



消火器の取扱い訓練



心肺蘇生法、AED取扱い訓練



起震車による地震体験



風水害(マイ・タイムライン)

## 受講要件

満15歳以上の青葉区民

## 申込期間

令和6年5月21日(火)～令和6年7月31日(水)

## 申込方法

- ・自治会・町内会長からの推薦
- ・個人による応募

**お申込みはこちらから**



(横浜市電子申請・届出システム 二次元コード)

※二次元コードが利用できない場合はお問合せください。

## 研修日程

番号	日時	会場
①	10月24日(木) 10時～12時	青葉消防署
②	10月24日(木) 14時～16時	青葉消防署
③	10月25日(金) 10時～12時	青葉消防署(一時託児あり)
④	10月25日(金) 14時～16時	青葉消防署(一時託児あり)
⑤	10月26日(土) 10時～12時	青葉消防署
⑥	10月28日(月) 10時～12時	青葉台消防出張所
⑦	10月28日(月) 14時～16時	青葉消防署
⑧	10月29日(火) 10時～12時	青葉台消防出張所
⑨	10月29日(火) 14時～16時	青葉消防署
⑩	10月30日(水) 10時～12時	奈良消防出張所

※定員は各回30名程度です。定員を超えた場合は抽選となります。

※一時託児は、未就学児(1歳から6歳まで)が対象となります。

## 【お問合せ先】

青葉消防署 予防担当 ☎045-974-0119

青葉消防署 家庭防災員研修

検索





## STEP 3

利用者登録している方  
→利用者IDとパスワードを入力し、  
[ログイン]を押す STEP 11 へ

利用者登録をしていない方  
→[利用者の新規登録はこちら]を押す STEP 4 へ

The screenshot shows a login form with the following elements:

- Input field for "利用者ID (メールアドレス) 必須" (User ID (Email Address) Required).
- Input field for "パスワード 必須" (Password Required).
- "ログイン" (Login) button.
- Link: "パスワードを忘れた方はこちら" (Click here if you forgot your password).
- Link: "利用者の新規登録はこちら" (Click here for new user registration).
- Link: "他のアカウントでログイン" (Login with another account).
- "GビジネスIDでログイン" (Login with G Business ID) button.

Annotations:

- Red box around the ID and password fields with arrow pointing to "利用者登録をしている方" (For those who are registered).
- Red box around the "利用者の新規登録はこちら" link with arrow pointing to "利用者登録をしていない方" (For those who are not registered).

## STEP 4

[個人として登録する] ボタンを押す

The screenshot shows two registration options:

- "個人として登録する" (Register as an individual) with a right arrow. Below it: "個人としてご利用の方はこちらから。" (Click here if you are using as an individual).
- "事業者として登録する" (Register as a business owner) with a right arrow. Below it: "個人事業主（自営業など）もしくは法人としてのご利用の方はこちら。" (Click here if you are a sole proprietor (self-employed, etc.) or using as a corporation).

Annotation:

- Red arrow pointing to the "個人として登録する" button with the text "押す" (Press).

At the bottom, there is a "ホームに戻る" (Return to home) button with a left arrow.

## STEP 5

[利用規約に同意します] をチェック

The screenshot shows a terms of service agreement screen with the following elements:

- Text: "本システムにおいて取り扱う個人に関する情報（氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの）をいいます。ただし、法人又は団体に關して記録された情報に含まれる当該法人又は団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除きます。" (This system handles personal information (information that can identify a specific individual by name, date of birth, etc.). However, information related to the officers of the corporation or organization included in the information recorded for the corporation or organization, and information related to the business of the individual operating the business of the corporation or organization are excluded.)
- Text: "(7) 利用者情報 利用者が、本システムを利用するために登録する情報をいい、利用者ID及びパスワードを含みます。" (7) User information: Information that the user registers to use this system, including the user ID and password.
- Checkbox: "利用規約に同意します" (I agree to the terms of service).
- "利用者の登録を開始する" (Start user registration) button.
- "ホームに戻る" (Return to home) button with a left arrow.

Annotation:

- Red arrow pointing to the "利用規約に同意します" checkbox with the text "チェック" (Check).

## STEP 6

メールアドレスを登録

The screenshot shows the email registration screen with the following elements:

- Section: "メールアドレスの登録" (Email registration).
- Text: "入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただく利用者IDとなります。メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに本登録用の認証コードを記載したメールを送信します。" (The email address you entered will be your user ID. After email registration, we will send you an email with a verification code for registration to the email address you entered.)
- Text: "迷惑メール対策認定をしている場合は、メールが届かない場合があります。お手数ですが、「@shinsei.city.yokohama.lg.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。" (If you have opted for spam protection, you may not receive emails. Please set up your email to receive mail from the @shinsei.city.yokohama.lg.jp domain.)
- Input field for "メールアドレス" (Email address).
- Input field for "メールアドレス (確認)" (Confirm email address).
- "登録する" (Register) button with a right arrow.
- "ホームに戻る" (Return to home) button with a left arrow.

Annotations:

- Red arrow pointing to the email input field with the text "入力" (Input).
- Red arrow pointing to the "登録する" button with the text "登録" (Register).

## STEP 7

入力したメールアドレスに  
認証コードが送信されるため、確認する

返信 全員に返信 転送

2024/04/23 (火) 17:14  
auto-yokohama@shinsei.city.yokohama.lg.jp  
【横浜市電子申請】メールアドレス確認メール

宛先 登録したメールアドレス

認証コードを入力して本登録を完了させてください。

認証コード： 000000

※このメールアドレスは送信専用です。

認証コードを入力

利用者の新規登録

1 利用者の確認 2 メールアドレスの確認 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

メールアドレスの登録完了

本登録用の認証コードを記載したメールを送信しました。  
メール受信後、30分以内に本登録画面で登録情報を入力してください。

認証コード

認証コードを確認する >

## STEP 9

入力内容の確認を行い、[登録する]を押す

利用者の新規登録

1 利用者の確認 2 メールアドレスの確認 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

入力内容の確認 (個人利用者)

入力内容を確認し、本登録を完了してください。

利用書ID (メールアドレス)

氏名

氏名カナ

住所

電話番号

生年月日

性別

お知らせ・通知メール

登録する >

< 入力に戻る

登録

## STEP 8

必要事項を入力

利用者の新規登録

1 利用者の確認 2 メールアドレスの確認 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

利用者情報の入力 (個人利用者)

利用者情報を入力してください。  
利用者情報を登録することで、手続きの入力や検索がかんたんになります。

利用書ID (メールアドレス)

パスワード

パスワード (確認)

氏名

氏名カナ

郵便番号

住所

電話番号

生年月日

性別

入力内容を確認する >

入力内容を確認した後  
[入力内容を確認する]を押す

## STEP 10

[登録前の操作に戻る]を押す

利用者の新規登録

1 利用者の確認 2 メールアドレスの確認 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

本登録の完了

本登録が完了しました。引き続きサービスをご利用ください。  
なお、マイページから気になるカテゴリを登録することで、カテゴリに関する通知を受け取ることができるようになります。

登録前の操作に戻る

押す

# STEP 11

## 申込内容を入力する

令和6年度 青葉区家庭防災員研修

令和6年度 青葉区家庭防災員研修

このたびは、令和6年度 青葉区家庭防災員研修にお申込みいただきありがとうございます。  
申込条件を確認し、以下の必要事項を入力して申込みください。  
研修の申込について、ご不明な点がございましたら、青葉区災害対策担当 066-974-6119 までお問い合わせください。

**申込方法** 必須

(※)  
加入している自治会・町内会長から「家庭防災員研修」を受けてほしいと推薦を受けた「自治会・町内会長からの推薦」  
自治会・町内に加入しているが、推薦ではなく、自主的に参加したい「個人による応募」  
研修に開始があるため「個人による応募」

**必須**

自治会・町内会長からの推薦  
 個人による応募

『自治会・町内会長からの推薦』でお申込みされる方へ

こちらに入力していたいた申込内容が現状のまま、加入している自治会・町内会長（推薦者）へ送信する場合があります。  
加入している自治会・町内会長への情報提供について同意の上で、申込条件を確認し、以下の必要事項を入力して申込みください。

申込で記載した情報が、加入する自治会・町内会長（推薦者）へ提供されることについて同意しますか？ **(同意必須)** 必須

自治会・町内会長からの推薦でお申込みの際は、加入している自治会・町内会長（推薦者）への情報提供について同意が必要です。

**必須**

同意する  
 同意しない

申込で記載した情報が、お住いの自治会へ提供されることについて同意しますか？ **(同意については任意)** 必須

**任意**

同意する  
 同意しない

加入している自治会・町内会長 必須

※自治会  
※町内会長

〒

自治会・町内会長名 必須

姓  名

カナ氏名 必須

姓（カタカナ）  名（カタカナ）

電話番号（ハイフンなし） 必須

住所（郵便番号検索） 必須

郵便番号（ハイフンなし）

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

一時託児を利用しますか？ 必須

利用する  
 利用しない

受講日（第1希望） 必須

希望受講日をお選びください。  
選択してください

受講日（第2希望） 必須

希望受講日をお選びください。  
選択してください

受講日の決定、連絡について

応募多数の場合は抽選にて参加者を決定します。  
受講日の決定につきましては、令和6年8月1日（※）以降に横浜市電子申請システムに登録していたメールアドレス宛に連絡させていただきます。

押す

# STEP 12

## 申込内容の確認を行い、[申請する]を押す

申請内容の確認

令和6年度 青葉区家庭防災員研修

申込方法

所属している自治会・町内会長

受講者氏名

カナ氏名

電話番号（ハイフンなし）

住所（郵便番号検索）

一時託児を利用しますか？

受講日（第1希望）

受講日（第2希望）

上記に記載した情報が、選考自治会長へ提供されることについて同意しますか？

押す

# STEP 13

## こちらの画面が出たら申請完了

申請の完了

令和6年度 青葉区家庭防災員研修

申請を受け付けました。  
応募多数の場合は抽選を行います。受講の決定につきましては、令和6年8月1日以降に横浜市電子申請システムに登録していたメールアドレス宛にご連絡させていただきます。

ご不明な点は青葉区防災管理担当までご連絡ください。

【お問い合わせ先】  
青葉区防災管理担当  
045-974-0119

申込番号  
12345678

## 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに2つの研修をご案内します。

①横浜市での防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修＜基礎編＞」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修＜支援編＞」

① 「よこはま防災研修＜基礎編＞」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修＜支援編＞」と合わせ、受講の周知をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

### 3 研修の概要

#### (1) 内容

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

#### (2) 期間

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

令和6年6月から令和7年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

#### 4 ご参加いただける方

##### ①「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご参加いただけます。

##### ②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

#### 5 お申込みについて

【申込方法】以下の、URL やQR コードから申し込みいただけます。

##### ①よこはま防災研修<基礎編>

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



##### ②よこはま防災研修<支援編>

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

QR コード :



##### 【申込期限】①「よこはま防災研修<基礎編>」

通年

##### ②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から10月末まで

総務局地域防災課  
担当 佐久間、佐渡  
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677  
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

# 令和6年 よこはま防災研修〈基礎編〉のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修〈基礎編〉から名称が変更となりました。

## 1 対象者

どなたでも受講することができます。

## 2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

## 3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

## 4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入ってください、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスいただけます。

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



## 5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡  
電話：045-671-3456

# 令和6年 よこはま防災研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

## 1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・・・・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

## 2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

## 3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

## 4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。



横浜市電子申請・届出システム

もしくは



## 5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

## 6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡  
電話：045-671-3456



いつでも・どこでも  
身近に防災を学ぼう

# e-パーク

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局  
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

### 3分シリーズ



1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



### 子育て世代コース



こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

### こどもコース



未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

### WEB研修コース



防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

### 住宅防災診断コース



お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

### 事業所コース



防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/  
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET  
しよう!



# 横浜市からのお知らせ

令和6年度  
年間  
500件

## 家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日  
\*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため  
転倒防止器具の取付けを無料代行します。  
(器具代は申請者のご負担となります。)

### 対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

### 注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話 045-662-2711 FAX 045-662-8981

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0  
0 0 3



横浜市中区北仲通四丁目40  
商工中金横浜ビル5階  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

## 申込方法

### 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。  
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



### 申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

### 申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

### 利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

### 訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

### 調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

### 取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2 (第4条)

(整理番号) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

## 家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒_____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

最大  
1/2  
補助

\\ 横浜市からお知らせ //

地震火災防止のために  
感震ブレーカーを設置しましょう



感震  
ブレーカー  
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、  
地震火災の多くの原因と言われている  
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

対象地域を 市内全域に拡大

先着6,000件

感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を  
最大1/2補助します！

2ページでご確認！

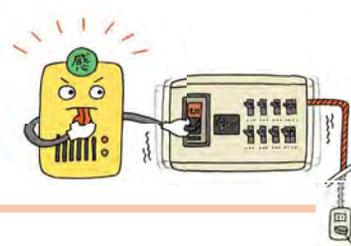
申請期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

# 申請について

申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×1/2=247,500円（端数切捨て） → 補助金額247,000円 （器具1個当たり2,000円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。）
補助件数	<b>6,000個</b> （先着順）
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の <b>11器具</b> ）
申請方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申請先へ郵送してください。（ <u>郵送代はご負担いただきます</u> ）
相談申請先 （横浜市が運営を委託しています）	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル12F 電話：045-900-4188



地震火災の  
6割以上は  
「電気」が原因

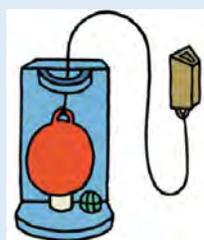


地震火災の  
発生を抑えるのに、  
「感震ブレーカー」  
が役立ちます。

## 注意事項

- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。  
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

## おもり式



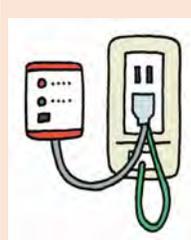
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

## バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

## コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	取付方法	参考
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット			
	ピオマ	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください  
「横浜市 感震ブレーカーHP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



横浜市HP

1 購入製品/ 数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/ 購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申請/ 交付可否決定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。</li><li>● 申請内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。</li><li>● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。</li></ul>
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、 <u>1か月以内</u> に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

## 【相談・申請窓口】 (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

### 株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012  
横浜市西区みなとみらい3-6-3  
MMパークビル12F

宛名 株式会社長寿乃里  
感震ブレーカー設置補助受付担当

電話 045-900-4188

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業  
**補助金交付申請書**

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

団体名

(申請者) 住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 (申請者と異なる場合にご 記入ください)	担当者名	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	
	書類送付先住所	

# 記入例

横浜市使用欄  
受付番号

第1号様式（第6条）

## 横浜市感震ブレーカー等設置推進事業 補助金交付申請書

令和6年〇月〇日

(申請先)  
横浜市長

団体名 **みなと自治会**

(申請者) 住所 **横浜市〇区〇〇町〇丁目〇番地〇**

代表者 **横浜 太郎**

電話番号 **045-000-0000**

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	<b>(株) エヌ・アイ・ピー</b> ※複数記入可
	製品名・個数	<b>スイッチ断ボールIII 10個</b> ※複数記入可
団体加入世帯数	<b>100世帯</b>	
購入・設置に要する金額	<b>40,000円</b>	
申請金額	<b>20,000円</b>	
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 (申請者と異なる場合にご 記入ください)	担当者名 <b>港 次郎</b>	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号） <b>090-0000-0000</b>	
	書類送付先住所 <b>横浜市〇区〇〇町△丁目△番地△</b>	

青葉区自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

## 青葉区版防災情報伝達システム訓練の実施について（通知）

平素から市政・区政の推進並びに地域防災活動に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

青葉区では平成 28 年 9 月より、「青葉区版防災情報伝達システム」の運用を開始しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員長等の皆様に情報伝達を行うものです。

令和 6 年度につきましても、青葉区版防災情報伝達システムの訓練を下記の通り実施しますのでお知らせいたします。

### 1 訓練日時（予定）

- (1) 令和 6 年 7 月 9 日（火） 11：25～11：40
- (2) 令和 6 年 9 月 3 日（火） 11：25～11：40
- (3) 令和 7 年 1 月 17 日（金） 11：25～11：40
- (4) 令和 7 年 3 月 11 日（火） 11：25～11：40

※各訓練日の前日には、電話にて訓練実施のお知らせを発信します。

### 2 訓練内容

- (1) 専用防災ラジオの自動起動及び放送受信訓練（専用防災ラジオ管理者のみ）
- (2) 電話システム運用訓練（電話システム登録者）

### 3 訓練当日に対応いただくこと

- (1) 専用防災ラジオ訓練（電話システムのみ登録されている方は対象外です）
  - ア 訓練に際して、別添「専用防災ラジオの取扱方法」（資料 2）を参照し、専用防災ラジオを電源に接続しておいてください。
  - イ 専用防災ラジオは、自動起動した際、大きな音声がラジオから発信されます。また、訓練終了後は自動でラジオの電源が切れます。
  - ウ 専用防災ラジオの放送受信ができましたら、その旨を電話システムで御回答ください。（訓練実施時間に専用防災ラジオの近くにいることができない方は、その旨を電話システムで御回答ください。）
- (2) 電話システム訓練
  - ア 050-3188-8400 から自動音声ガイダンスの電話がかかります。
  - イ 専用防災ラジオの保有の有無と、ラジオを保有している場合は受信状況等を電話システムで御回答ください。
  - ウ 電話に出られなかった場合には折り返して発信し、自動音声ガイダンスの案内に沿って御回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 4 情報伝達システム説明資料について

- (1) 青葉区版情報伝達システムについて (資料1)
- (2) 専用防災ラジオの取扱方法 (資料2)

#### 5 ホームページでの周知について

下記 URL にて本訓練の日程について、記載しています。

**【URL】**

[https://www.city.yokohama.lg.jp//aoba/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/systemtraining.html](https://www.city.yokohama.lg.jp//aoba/kurashi/bosai_bohan/saigai/systemtraining.html)



**【問い合わせ先】**

青葉区総務課庶務係 (防災担当)

担 当 : 長、亀谷、黒岩、鈴木

電 話 : 045-978-2213

メー ル : ao-bosai@city.yokohama.jp

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月に運用を開始しています。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難勧告、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

## ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線から電波をとることが可能



## 電話による情報伝達システム

- ・自治会・町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



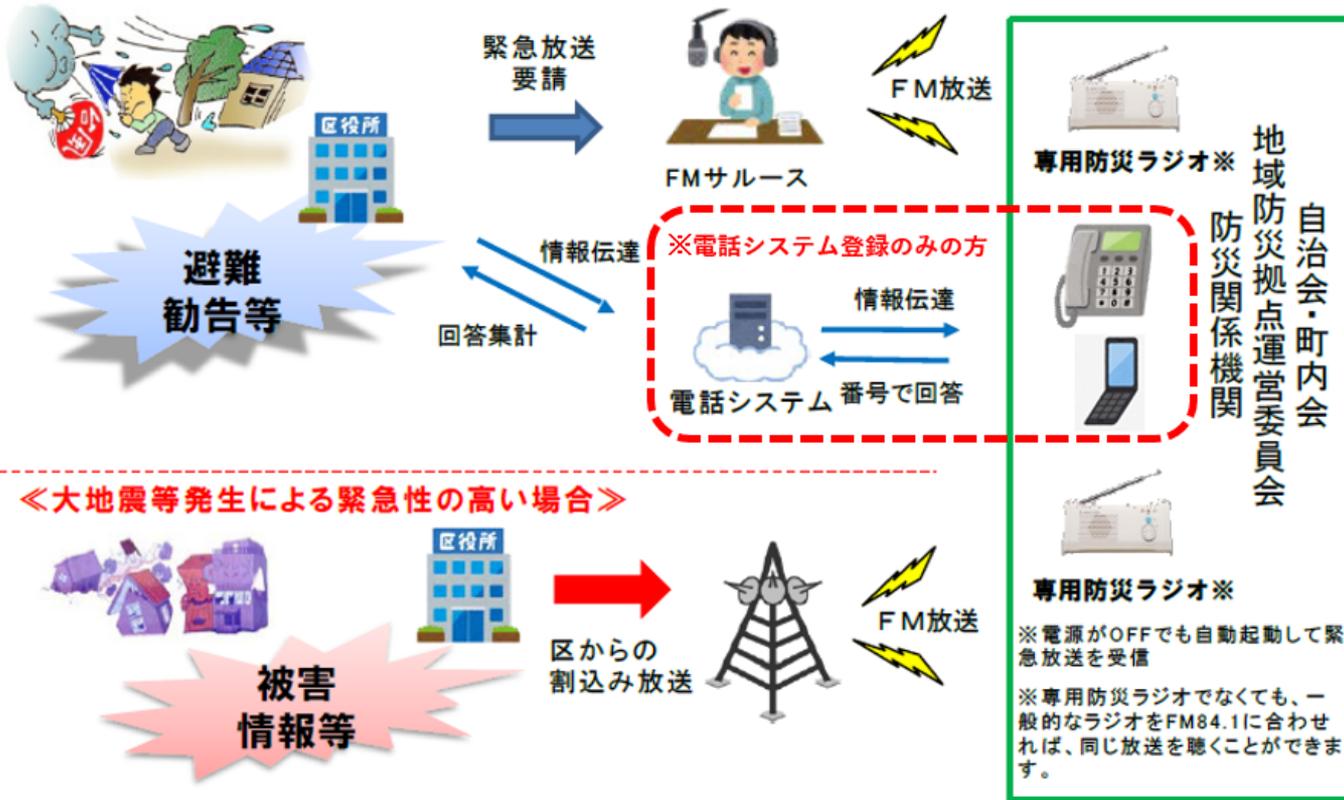
【例】 周辺に被害はありますか？

被害がある場合は「1」、ない場合は「2」を…

## システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する専用防災ラジオについては、区役所から貸与します。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理場所及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

# システムイメージ図



《大地震等発生による緊急性の高い場合》



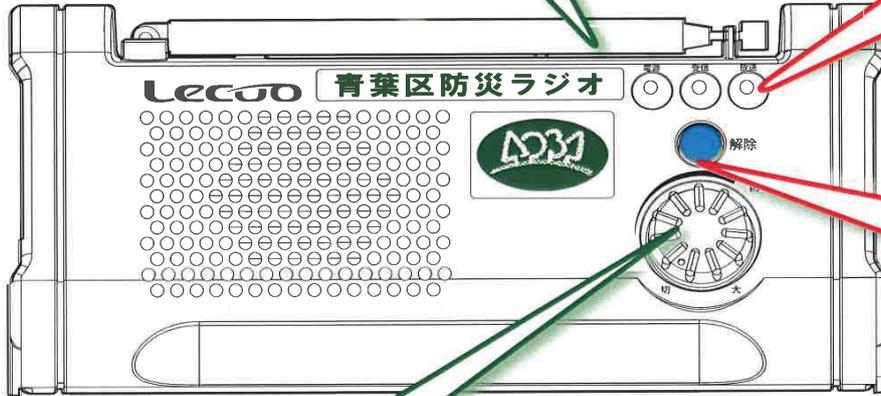
保存用

# ラジオ放送を聞く

このラジオは、青葉区の緊急放送を受信するためのラジオです。スイッチを切った状態でも緊急事態を知らせる放送が流れる時には、自動起動します。

## ② アンテナを引き伸ばす

アンテナを動かして、雑音が少なくなるように調整します。  
※窓際に置くと電波の入りが良くなります。



## 放送表示ランプ

緊急放送信号を受信すると放送表示ランプが青色点滅(●)します。

## 解除ボタン(青ボタン)

緊急放送が大音量で流れている時に、この解除ボタンを押すと、大音量が解除されます。

## ① スイッチ/音量つまみ

時計方向にカチッと音がするまで回すとスイッチが入ります。  
時計方向に回すと音量が大きくなります。

## 使用方法に関するお問い合わせ

横浜市青葉区役所総務部総務課  
**045-978-2213**  
(平日:午前8時45分~午後5時)

◆ 配布元 ◆

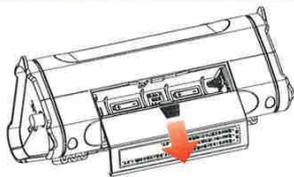
横浜市青葉区役所総務部総務課  
横浜市青葉区市ヶ尾町31-4

◆ 製造元 ◆

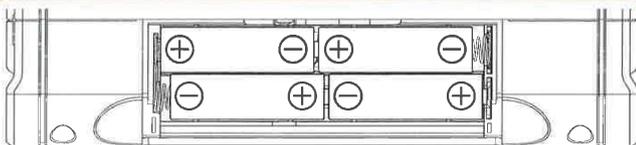
株式会社CSR  
神奈川県相模原市南区相模大野5丁目33番4号

保存用

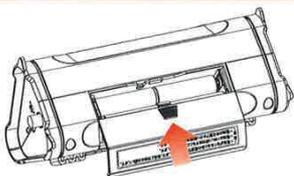
# ラジオを聞くための準備



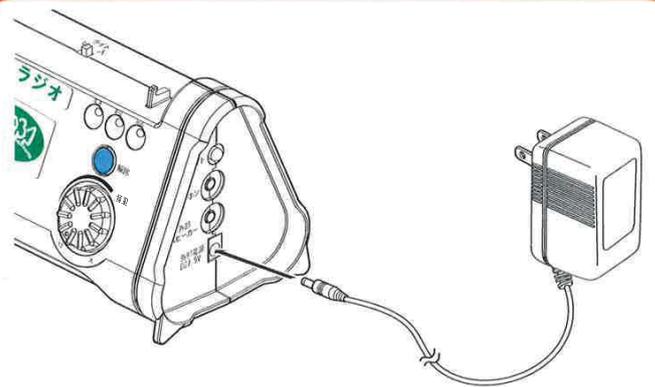
① 電池入れのふたを開けます



② 付属の単3形アルカリ乾電池を4本入れます



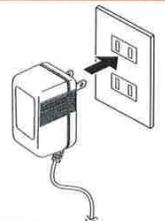
③ 電池を入れたら、ふたを閉めます



④ ACアダプターのプラグを外部電源端子に挿し込みます

⑤ ACアダプターをコンセントに挿します

これでラジオを聞く準備ができました



※普段は家庭用電源でラジオを聞くことができますが、非常時の停電に備えて乾電池を入れておきましょう

# 青葉区防災ラジオのランプ状態説明資料

## 青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル

FM84.1MHz FMサルーースは、コミュニティ-FM局に認可される最大の送信出力20Wで放送しています。小さな出力のため、放送エリアである青葉区内でも、距離や地形、周辺の環境により、受信状態が悪い場合があります。

その際は、ラジオの置き場所を変えたり、FM専用アンテナを設置することで、受信状態が良くなる場合があります。ありますので、受信改善をご紹介します。

※改善の目安…ラジオの受信ランプ(赤)の点滅が消える

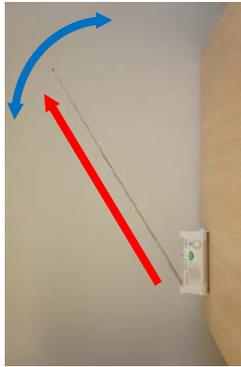
### 受信対策① ラジオの置き場所を変える。

ラジオを置く場所は、屋外や窓に近い位置のほうが良好に受信できます。電波塔は、た まプラーザ駅周辺に設置されています。ラジオ を家の中で動かして、一番良く電波が入る 場所を探してください。



### 受信対策② ラジオの本体の向きやアンテナの方向を変える。

アンテナは、必ず全て伸ばしきってください。その後、様々な方向にアンテナを動かしてみてください。また、ラジオの向きを変えることによって、受信状況が改善する場合があります。



### 受信対策③ 外部アンテナを活用する。

(1) T字アンテナ(ラジオ付属品)  
T型FMアンテナは、アンテナ側をT字に張り、窓際の壁や、窓に水平に固定して張り付けます。アンテナ線を張る場所や方向、形などをいろいろと変えてみてください。受信状況が大幅に改善される場合もあります。

(2) テレビアンテナ線※ケーブルテレビ・イッツコム加入世帯

屋内では受信感度が十分得られない場合は、ケーブルテレビ・イッツコムの端子から分配機を介して、同軸ケーブルで防災ラジオに接続していただきますと良好に受信することができます。



電源ランプは、緑点灯が正常です。

赤→緑の交互点滅していると、電池切れのサインです。

受信ランプは、消灯が正常です。

赤点滅していると、電波の受信状態が悪いサインです。

※電源は常にACアダプターに接続してください。接続していない場合、電池は3日程度で切れてしまいます。

※受信ランプが赤点滅している場合は、裏面「青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル」を参考に、消灯する位置を探してください。

# 令和6年度 青葉区 運営方針

## I 基本目標

## 「住みつづきたい・住みたいまち 青葉」の実現

青葉区は、計画的に整備された美しい街並みや豊かな自然、地域活動をはじめ、さまざまな活動が活発に行われている魅力にあふれたまちです。

令和6年11月に、青葉区は区制30周年を迎えます。令和6年度は、「横浜市中期計画2022～2025」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえながら、「住みつづきたい・住みたいまち 青葉」の実現に向け5つの柱をもとに取り組を進めていきます。



青葉区マスコットキャラクター  
なしかちゃん

## II 目標達成に向けた施策

### 青葉区の5つの柱

横浜市中期計画2022～2025  
基本戦略

子育てしたいまち  
次世代を共に育むまち  
ヨコハマ

- ① 誰もが安心して出産や育児ができるまち・すべての子どもたちの未来を創るまち
- ② 誰もが健やかに暮らし、いきいきと活躍できるまち
- ③ 便利で魅力的な選ばれるまち
- ④ いつまでも愛着を持って過ごせるまち
- ⑤ 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまち

【中期計画テーマ1】  
子育て世代への直接支援

①安心して子育てできるまち



▲赤ちゃん教室

【中期計画テーマ2】  
コミュニティ・  
生活環境づくり

②健やかに暮らせるまち



▲eスポーツを活用した  
高齢者の社会参加促進

【中期計画テーマ5】  
都市の持続可能性

⑤安全・安心なまち



▲避難所環境の充実

「住みつづきたい  
・住みたいまち 青葉」

④愛着を持てるまち



▲青葉区制30周年記念  
ウォーキングツアー

【中期計画テーマ4】  
まちの魅力・  
ブランド力向上

③便利で魅力的なまち



▲青葉6大学連携事業で  
作成したガイドブック

【中期計画テーマ3】  
生産年齢人口流入による  
経済活性化

### Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

#### ① 地域連携力を高めます

地域と「顔の見える関係」を築き、地域の実情や課題、思いを共有しながら、課題解決に取り組みます。また、コーディネート力を発揮して、地域のつながりを深め、主体的な取組を支援します。

#### ② 区民の皆様の信頼に応えます

職員一人ひとりが丁寧・迅速・正確な対応を心がけます。また区民の皆様の思いを受け止め、しっかりと寄り添ったうえで、スピード感をもって対応します。事務事業の点検・効率化を進めるとともにリスクマネジメントの推進により、適正な執行に努めます。

#### ③ チーム力・職員力を高めます

課の枠を超えた情報共有や連携を強化し、協力し支え合える組織づくりを進めます。また、OJT、研修など人材育成に努め、職員のモチベーション・能力の向上、職場全体のチーム力の底上げを図ります。

### 【参考】主な事業・取組

※ 各事業の詳細は、青葉区 WEB 「令和6年度青葉区予算」をご覧ください。



青葉区予算 HP

※項目ごとに、関連する「横浜市中期計画 2022～2025」の戦略・政策番号を<>書きで記載しています。各政策の詳細は、横浜市 WEB 「横浜市中期計画 2022～2025」をご覧ください。



横浜市中期計画 HP

## 1 誰もが安心して出産や育児ができるまち・すべての子どもたちの未来を創るまち

誰もが安心して出産や子育てができる環境づくりを進めるとともに、未来を担う子どもたちが自分の良さや可能性を発揮できる力を育みます。子育て支援ネットワーク連絡会や養育者向け講座の充実等により、妊娠期から切れ目のない支援を行うことで、養育者の不安や孤立感を軽減します。

<p>子育て支援事業 ＜中期計画 戦略1 政策1・2＞</p>	<p>地域でのつながりを深め、養育者の孤立感を軽減するため、「子育て支援ネットワーク連絡会」を実施し、共有された地域の課題は、区としての取組にもつなげていきます。</p> <p>また、育児不安が緩和され子どもが健やかに育つことを目指し、養育者向けの講座の回数・内容を拡充します。</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援ネットワーク連絡会の充実、子育て相談ひろば「にこにこ」</li> </ul>
<p>市立保育所の地域育児支援事業 ＜中期計画 戦略1 政策4＞</p>	<p>市立保育所が、妊婦や在宅で子育てをしている乳幼児の保護者を中心に、時代に合わせた「つながり」を作る育児支援を実施し、子育ての不安や悩みの解消や家庭での育児力の向上を図ります。</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Instagram「おかわりなしちゃんねる」、30周年記念Aonicoプロジェクト</li> </ul>
<p>子育てしたいまち推進モデル地区【政策経営局 他】 ＜中期計画 戦略1 政策1・2 戦略9 政策36 他＞</p>	<p>青葉区美しが丘公園の周辺エリアにおいて、小学生の朝の居場所づくりモデル事業の実施、誰もが安全・快適に通行できる歩行空間の整備やログハウスのさらなる活用等により、「子育てしたいまち」「次世代を共に育むまち」を実感していただけるよう取り組みます。</p>

## 2 誰もが健やかに暮らし、いきいきと活躍できるまち

誰もが自分らしく健やかに暮らすことができるよう、地域での支え合いを支援します。また、いくつになっても生きがいや役割を持って、支え合い、活躍できるよう取組を進めます。eスポーツを活用した高齢者の社会参加促進や 食育講演会、スポーツイベントの開催支援等を行います。

<p>地域包括ケアシステムの推進事業          &lt;中期計画 戦略2 政策15・16&gt;</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要なサービスを切れ目なく提供するための「地域包括ケアシステム」の取組を推進します。  <b>【取組例】</b>          ・eスポーツを活用した高齢者の社会参加促進、認知症施策推進事業</p>
<p>青葉区健康長寿のまちづくり支援事業          &lt;中期計画 戦略2 政策7&gt;</p>	<p>健康寿命の延伸を目指し、身近なところで気軽に実践できる健康づくりの取組を展開します。  <b>【取組例】</b>          ・食育講演会、ウォーキングイベント</p>
<p>地域スポーツ振興事業          &lt;中期計画 戦略2 政策8&gt;</p>	<p>スポーツ振興イベントを実施し、スポーツを通じた地域のつながりの形成・活力ある地域づくりの促進に努めます。  <b>【取組例】</b>          ・青葉みんなでボッチャ大会、横浜ビー・コルセアーズ青葉区民観戦企画、青葉区民マラソン大会</p>

## 3 便利で魅力的な選ばれるまち

区内事業者や大学などとの連携や、区の特性にあわせたデータの収集・分析等を行い、地域課題の解決に取り組むことで、利便性が高く魅力あふれる選ばれるまちを実現します。

<p>商店街活性化・中小企業振興事業          &lt;中期計画 戦略4 政策20&gt;</p>	<p>各商店会への情報提供や、商店街イベントの支援、広報、PRを行い、商店街活性化を図ります。また、地域や企業と連携した起業支援イベント等を行い中小企業の振興を図ります。  <b>【取組例】</b>          ・起業支援セミナーの開催</p>
<p>青葉6大学連携事業          &lt;中期計画 戦略4 政策23&gt;</p>	<p>区内にキャンパスを有する6つの大学(國學院大学、星槎大学、玉川大学、桐蔭横浜大学、日本体育大学、横浜美術大学)と連携し、青葉区と大学双方の魅力を発信します。  <b>【取組例】</b>          ・青葉6大学と連携した区制30周年イベント</p>
<p>まちづくり・データ活用推進事業          &lt;中期計画 戦略5 政策27&gt;</p>	<p>時代とともに変化する区民ニーズを捉えた地域課題の解決を推進するため、地域や関連機関との情報共有及び統計データの分析・活用を行います。  <b>【取組例】</b>          ・都市計画マスタープラン等の改定に向けた準備</p>
<p>交通ネットワークの充実【道路局】          &lt;中期計画 戦略9 政策36&gt;</p>	<p>都市計画道路の整備に向けて、用地取得・工事等を進めます。          ・川崎町田線(恩田地区、田奈地区)、恩田元石川線(鉄地区、元石川地区)</p>

## 4 いつまでも愛着を持って過ごせるまち

「未来へつなごう 青葉の魅力」をキャッチフレーズに区制 30 周年を記念したさまざまな企画事業を通じて、愛着を持てるまちを目指します。あわせて、花・緑・農等、青葉区が誇るさまざまな特色を生かし GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を図ります。

<p>区制 30 周年記念事業          &lt;中期計画 戦略2 政策9&gt;</p>	<p>区制 30 周年を記念した事業の実施を通して、区民の皆様とともに お祝いし、地域への愛着を育み、地域の絆を深めます。  <b>【取組例】</b>          ・青葉区制 30 周年記念事業実行委員会の活動支援、夢の「なしかち          ちゃん」便</p>
<p>青葉区における都市農業の展開          &lt;中期計画 戦略7 政策32&gt;</p>	<p>区の特徴である農業を生かして将来にわたり魅力あるまちを目指 すため、都市農業への理解促進や情報発信、地産地消の推進に取り組 みます。  <b>【取組例】</b>          ・都市農業にかかわる情報発信、あおばマルシェの開催</p>
<p>GREEN×EXPO 2027 の推進          &lt;中期計画 戦略5 政策26          戦略7 政策31&gt;</p>	<p>花・緑・農等、青葉区が誇るさまざまな特色を生かすとともに、開 催 1000 日前など時機を捉えたイベントを実施し、区民の皆様ととも に脱炭素社会を目指す GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を図りま す。また、区内のイベント等でも積極的に広報活動を行います。</p>

## 5 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまち

災害や事故をはじめ、さまざまなリスクに備えるとともに、脱炭素化の取組を進めることで、将来の世代にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

<p>青葉区防災の街づくり事業          &lt;中期計画 戦略2 政策17          戦略8 政策33～35&gt;</p>	<p>災害に強い人づくり、避難者対策、災害時医療救護体制の強化、災 害時のペット対策に取り組み、地域防災力の向上を目指します。  <b>【取組例】</b>          ・避難所環境の充実、マイ・タイムライン作成講座の拡充</p>
<p>市立小学校向けペロブスカイト 太陽電池※を用いた環境出前授 業          &lt;中期計画 戦略3 政策18&gt;</p>	<p>ペロブスカイト太陽電池の周知及び脱炭素社会の啓発を目的とし て、学校法人桐蔭学園と連携し、区内の市立小学校向けにペロブスカ イト太陽電池を活用した環境出前授業を実施します。</p>
<p>郊外部における脱炭素化の促進          &lt;中期計画 戦略3 政策18、          戦略5 政策28&gt;</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けた行動変容に繋がる取組として、シェアサ イクルの PR や啓発イベントを実施します。  <b>【取組例】</b>          ・移動における脱炭素化キャンペーン、脱炭素化促進イベント</p>
<p>自治会町内会館脱炭素化推進事 業【市民局】          &lt;中期計画 戦略3 政策18&gt;</p>	<p>自治会町内会館において省エネ効果の高い設備を導入する場合に 費用補助をすることで、エネルギー価格高騰の支援と CO<sub>2</sub>排出量削 減及び脱炭素化の行動につなげることを目指します。</p>

※ペロブスカイト太陽電池とは、桐蔭横浜大学医用工学部の宮坂力特任教授が発明した次世代型の太陽電池です。従来のシリコン型太陽電池と比べ、薄くて、軽くて、曲げられるといった特徴があり、さまざまな用途へ展開できることから、再生可能エネルギー拡大の切り札として期待されています。

## よこはま防災 e-パークのリニューアルについて【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和5年4月に開設し、運用しています。

この度、更なる利便性の向上のため、利用者の方の声を踏まえ、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和6年4月16日（火）から市民の皆様の利用を開始しています。

つきましては、別添チラシを活用し、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

#### よこはま防災 e-パークとは？

70本以上の動画やミニテストなど、充実したデジタル教材を揃え、火災、救急、地震、風水害など、いざという時に備える幅広い防災の知識を学ぶことができるウェブサイトです。



よこはま防災 e-パーク  
二次元コード



よこはま防災 e-パークトップ画面  
(スマートフォン)

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 リニューアルの主な内容

#### (1) 機能・デザイン

ア 年代や学びたい内容など、簡単な質問に答えることで、利用者が学びたい学習コースを見つけることが可能になりました。

イ 写真やイラストを使用し、分かりやすく、より見やすいデザインに変更しました。

ウ 未就学児、小学生の学習コースでは、消防車等の写真が入ったデザインや月ごとに違うデザインの修了証の発行が可能になりました。

#### (2) 動画・コンテンツ

要点をまとめた短編動画を新たに掲載し、時間がない方でも気軽に学ぶことができる学習コースを作成しました。

(3) 新たな学習コース

ア 3分シリーズ（一般の方向け）

1本3分の動画により、防災の基本的な知識を簡単に学べるコースを構築

イ 子育て世代コース

子どもの命を守る視点で親子で楽しみながら防災対策やケガの予防対策などの予防救急について学べるコースを構築

ウ 住宅防災診断

ご家庭における防火・防災の取組状況を診断し、点数化するほか、診断結果を確認できるコンテンツを構築

※ リニューアル内容の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

4 その他

よこはま防災 e-パークをさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の皆様にアンケートをお願いしています。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

**【担当】**

青葉消防署 総務・予防課 予防係  
山本、川口

TEL/FAX 045-974-0119



いつでも・どこでも  
身近に防災を学ぼう

# e-よこはま防災 パーク



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局  
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

## 3分シリーズ



3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



## 子育て世代コース



子育て世代

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

## こどもコース



こども

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

## WEB研修コース



WEB研修

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

## 住宅防災診断コース



住宅防災診断

お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

## 事業所コース



事業所

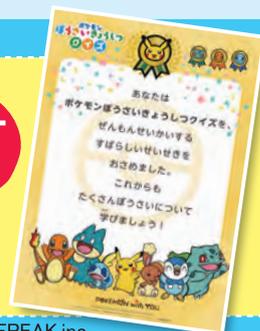
防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/  
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET  
しよう!



第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画  
(よこはまポジティブエイジング計画)の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度から始まる「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

多くの市民の皆様には本市の施策・事業を知ってもらえるよう「計画概要版」「パンフレット」を、市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布しています。

また、市役所、区役所、駅、公共交通機関等にて、広報動画を放映しています。

2 お願いしたいこと

【区連長】計画の推進にご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 よこはまポジティブエイジング計画の概要

本計画では、高齢者の皆様が歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して、

○自分らしい暮らしの実現に向けて(情報発信や利便性向上)

○いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(介護予防・健康づくり、社会参加や生活支援の推進)

○在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(介護サービスの充実や医療と介護の連携強化)

○ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して(高齢者の施設や住まいの整備)

○安心の介護を提供するために(介護人材の確保・定着や介護現場の業務改善)

○安定した介護保険制度の運営に向けて(介護サービスの適正化・質の向上)

○認知症施策の推進(認知症の人や家族への支援)

など、様々な施策に取り組んでいます。

4 参考

「計画書」「計画概要版」「パンフレット」等については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



健康福祉局高齢健康福祉課  
担当 郷原、武井、磯部  
電話 045-671-3412 / FAX 045-550-3613  
メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

## 自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

### 1 趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、対象や補助上限額などを分かりやすく表現したチラシを作成しました。引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。  
定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 チラシについて

別添のとおり

(2月配付時からの変更点：

- ①補助対象となる会館の拡大：マンションなどの集会所も対象とする旨の追加【表面】
- ②設備導入にあたって建築士のアドバイザー派遣 問合せ先の追加【裏面】

### 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市WEBページ)

### 【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 (事務委託先)

電話：045-451-7740

受付時間：平日9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

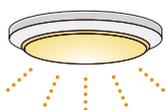


# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 つ以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象  
製品

## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

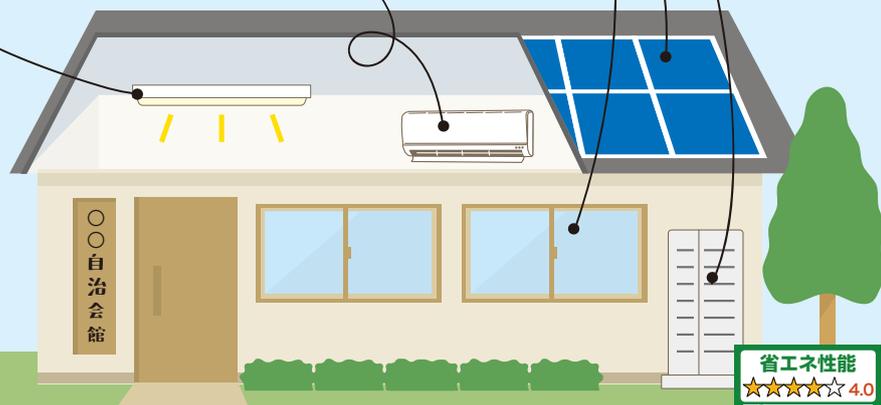
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「**募集案内**」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と  
している町内会等も補助対象となる場合があります。  
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

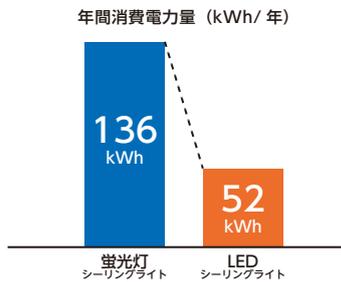
令和 **6年9月30日** 月 まで

令和6年12月までの整備が対象

# 導入効果

## LED 照明器具

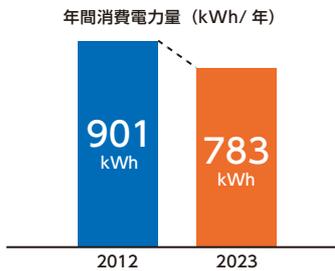
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約 **38kg 削減!**  
年間電気代  
約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約 **53kg 削減!**  
年間電気代  
約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
（施工前との比較）  
年間 CO<sub>2</sub>排出量  
約 **340kg 削減!**  
年間電気代  
約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：  
Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）  
申請期限：  
令和6年9月30日（月）  
なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和6年12月27日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## お問合せ（申請方法等）

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール [yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

## アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。相談・訪問にかかる料金は無料です。

お問合せ先 **横浜市建築士事務所協会**

電話 **045-662-2711**

受付時間

平日 9:00 ~ 12:00/  
13:00 ~ 16:30

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。